

公 示 送 達 書		
伊豆の国市告示第141号 令和8年10月5日 伊豆の国市長 山下 正 行 下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため（本人の住（居）所へ送達困難な事情があるため）送達できませんので、当市役所長寿介護課に保管してありますから、ご連絡があれば直ちに交付します。 介護保険法第143条により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により、この旨公示送達します。 記		
送達を受けるべき方の氏名、 名称	送達すべき書類の名称	備 考
川口 明美	令和8年度 介護保険料 第2期 督促状	
山田 豊	令和8年度 介護保険料 第2期 督促状	
注意 上記の書類を受領しないときは、介護保険法第143条により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		